

令和6年度アウトドアアクティビティを活用した小海線利用促進業務 委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県佐久地域振興局（以下「委託者」という。）が行う令和6年度アウトドアアクティビティを活用した小海線利用促進業務を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度アウトドアアクティビティを活用した小海線利用促進業務

2 業務の目的

佐久地域を南北に走る JR 小海線は、高校生や観光客等様々な方々の移動を支えており、地域の公共交通として重要な役割を果たしている一方で、利用客数は減少傾向にあり、更なる魅力発信、利用促進を行う必要がある。

本事業では、佐久地域の豊かな自然環境を活かし、小海線の利用客としてアウトドアアクティビティ（サイクリング・登山・トレッキング・ハイキング）人口を積極的に取り込むことにより、小海線の更なる利用促進を図るためのアウトドアアクティビティ車両の運用事業を通じてそのニーズを検証することを目的とする。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関係法令及び通達

4 委託契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

5 業務内容

- (1) アウトドアアクティビティ客が快適に乗車できる車両の運用。
- (2) モニターツアーの実施。
- (3) プロモーションによる魅力発信の実施。

6 業務内容の詳細

以下の業務について、委託者ならびに関係各所と協議のうえ実施すること。

(1) アウトドアアクティビティ客が快適に乗車できる車両の運用

小海線において現在2両編成で運行している車両にプラス1両を連結し、それをアウトドアアクティビティ車両として大きな荷物や自転車をそのまま持ち込める特別車両として運行する。

- ・運行期間は7月20、21日、8月24、25日及び9月28、29日とする。（2日間、連続する土日）
- ・実施区間はJR小海線 小諸駅から野辺山駅間とする。（可能であれば小淵沢駅間）
- ・特別車両として運行する列車は1日1往復以上とする。
- ・安全運行、定時運行を確保するための整理員を該当車両に1名配置するものとしその整理員は小海線や八ヶ岳、地域の魅力を発信する案内業務を兼務する。
- ・特別車両である旨の表示を車両に行うものとする。

(2) モニターツアーの実施

- (1) で記載した車両を活用し県外者及び県内者を対象とした八ヶ岳及びその周辺の

魅力を体感してもらうサイクリング及び登山（トレッキング・ハイキングを含む）ツアーを実施する。

- ・宿泊型のサイクリング及び登山ツアーを、期間中それぞれ1回以上行う。
- ・サイクリング及び登山ツアーには、整理員（案内業務）とは別にサイクリングガイドや登山ガイドを付けて実施する。

(3) プロモーションによる魅力発信の実施

上記のアウトドアアクティビティ車両の増結やモニターツアーについて、SNS 等によるプロモーションを実施する。

ア SNS 等を活用したプロモーションを行う。

イ モニターツアーの様子を撮影した写真素材の収集と動画の作成を行う。

- ・サイクリング及び登山ツアーで各1回以上行うこと。
- ・写真はそれぞれに200カット以上とすること。
- ・動画は編集した状態でそれぞれ30秒/90秒/180秒の3バージョンを制作すること。
- ・業務完了時まで外部記憶媒体、ファイル転送サービス等で納品すること。

7 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、旅費、消耗品費、備品購入費、企画立案費、運営管理費、広報費、調査、打合せ業務等に要する経費を含むこととする。

8 委託者への報告

(1) 事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表（様式任意）を県に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後、事業実施計画書等を添え県と協議すること。

(2) 進捗状況等報告

受託者は、県から要求があった場合は、速やかに進捗状況を報告するものとする。

(3) 委託業務完了報告書(様式第1号)

受託者は、業務完了時に、県に業務完了報告書(様式第1号)を書面により提出すること。

9 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、佐久地域振興局との協議により業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取得・保護・管理等

ア 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

イ 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(4) 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、遭難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

- (5) 成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (6) 本事業に関する所有権や著作権は原則として全て委託者に帰属すること。（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (7) 成果品に関して、受託者以外の者との間で著作権等に係る問題が生じた場合は、すべて受託者の責任において処理する。

11 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、佐久地域振興局との連絡調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度佐久地域振興局と受託者が協議して決定するものとする。
- (4) 受託業務の実施に当たっては、随時、佐久合同庁舎等において打合せを行うこと。（オンライン可）
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、本仕様書に定めのない事項については、委託者委託者と受託者が協議して決定する。